

# WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



2021年2月1日に発効されたマドリッド協定議定書に基づく規則および実施細則の改正内容について教えてください。

去る2月にマドリッド協定議定書に基づく規則および実施細則が改正されました。その主な改正事項であるメールアドレス表示の義務化や代替原則についてご紹介します。

## 1. メールアドレス表示の義務化について教えてください。

2021年2月1日以降に国際登録出願（MM2）を申請する出願人、名義変更の記録の請求（MM5）を申請する新たな名義人および国際登録出願・記録の請求等において選任された代理人は、自身のメールアドレスを一つずつ提示しなければなりません。

## 2. 出願人は代理人を選任した場合でも表示義務を負いますか？

はい。出願人とその代理人は、国際登録出願にそれぞれのメールアドレスを提示する必要があります。新しい名義人となって、名義変更の記録を請求し、代理人を選任した場合も同様です。なお、出願人または名義人が代理人と同一のメールアドレスを提示した場合、マドリッド協定議定書に基づく規則に違反することとなり、WIPOから欠陥通報が送付されます。

## 3. WIPOは電子メールではなく郵便による通信を行うこともありますか？ また、このメールアドレスは一般に公開されますか？

WIPOは、発効日以前に手続きをしたためにメールアドレスを提示していなかった場合や電子通信が届かない場合には書面にて郵送します。Madrid Monitor<sup>※</sup>上で国際登録または保留中の国際出願の左に表示される封筒のアイコンは、メールアドレスが提示されていないため、今なお郵送による通信を行っていることを示しています。

なお、WIPOはオンライン情報サービスやWIPO Gazette等でメールアドレスを公開することはありません。

## 4. 代替原則に関する規則改正の内容について教えてください。

代替制度とは、国際登録前に国内登録を有する者がそこから生じる権利を害することなく、その国際登録が国内登録に代わる制度をいいます。

今回の改正では、代替に関する運用の明確化のため、その原則が規則上に明文化されました。具体的には、①国際登録が複数の国内登録を代替可能であること、②指定国官庁は国際登録の

保護を代替された国内登録に基づき拒絶できないこと、③代替された国内登録と国際登録とが共存可能であること、④WIPOが国際登録・事後指定を通報した後いつでも名義人が指定国官庁に代替申請できること、⑤代替の効力発生日（国際登録日または事後指定日）——をそれぞれ明記しています。

## 5. 署名に関する実施細則の改正内容について教えてください。

今回の実施細則の改正により、共有名義である場合のWIPOへの各種手続きに係る署名は、そのうち1人の代表者のみのもので足りることになります。一方で標章を使用する意思の宣言書（MM18）については、共有する全員分の署名が必要になりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

※ <https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/>

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先  
（日本語）】  
TEL：03-5532-5045（マドリッド制度）  
TEL：03-5532-5030（その他制度等）  
URL：wipo.int/japan